

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）

各務原都市計画 鵜沼東町北地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	鵜沼東町北地区地区計画	
位 置	各務原市鵜沼東町1丁目の一部、鵜沼西町2丁目の一部	
面 積	約13.7ha	
区域の整備 ・ 開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、旧国道21号線の沿道に立地した集落とその後背地及び都市計画道路一般国道21号線の沿道地区からなり、地区中央には南北に都市計画道路坂祝バイパス線が位置している。</p> <p>今後は、近隣の住宅地住民が利用しやすい、沿道商業地域の形成を図ることを目標として、地区施設及び建築物に関する計画を定め、開発行為や建築行為を適正に誘するとともに、緑の基本計画に沿って公園を配置し、調和のとれたゆとりある市街地を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>国道21号線及び坂祝バイパス線の沿道については、利便性と快適性の整った幹線道路の沿道にふさわしい沿道型商業地としての土地利用を図り、その他の地区については、店舗や事務所の立地を許容した住宅地としての土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区施設については、商業施設の利用者の利便性、安全性から道路の拡幅をし、土地利用及び利便性の増進を目的とする新設道路をそれぞれ必要規模で配置する。</p> <p>また公園については、都市公園1箇所を配置し、整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>敷地面積の最低規模を指定し、快適で安全性、利便性の高い商業等の業務施設の立地を誘導する。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路				
		名 称	幅 員	路線数	延 長	備 考
	区画道路（拡幅）	6.0 m	3本	約 226m		
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度				
		150平方メートル				

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」